

# 平成 29 年度 第 1 回松江市入札監視委員会

## 議 事 概 要

開催日及び場所	平成 29 年 7 月 20 日（木） 松江市役所 本館西棟 5 階 防災センター	
委 員	委員長 朝田 良作（島根大学法科大学院教授） 委 員 安部寿鶴子（道の駅本庄企業組合専務理事） 上田 務（松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授） 丑久保和彦（弁護士） 後藤 勇（公認会計士）	
審議対象期間	平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落札率等の状況について</li> <li>● 入札方式別発注工事等の状況について</li> <li>● 指名停止等の運用状況について</li> <li>● 工事入札制度の変更と落札率の推移について</li> </ul>	
審 議 事 項	抽出案件数 5 件	
	一般	市道嫁島公園線嫁島高架橋下部工補修工事
	指名	鹿島・島根栽培漁業振興センターチラー設備取替工事
		市営宝谷アパート外 2 団地量水器取替工事
松江市保健福祉総合センター外壁一部改修工事		
	佐太幼稚園改築工事に伴う工損（事前）調査業務委託	（備考） 抽出の考え方（抽出担当委員） 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約金額が高い</li> <li>● 総合評価方式で逆転により落札となっている</li> <li>● 最低制限価格が適用外である</li> <li>● 有効な入札が 1 者のみ</li> <li>● 当初入札で不調、再度入札で不落となっている</li> <li>● 第 2 回目の入札参加者が少ない</li> </ul>
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見又は勧告の内容	なし	

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工事名	市道嫁島公園線嫁島高架橋下部工補修工事		
工期	平成 29 年 3 月 28 日～平成 29 年 12 月 8 日		
工事種別	土木一式工事		
工事概要	<p>工事場所：松江市嫁島町外</p> <p>事業概要：嫁島高架橋下部工（橋脚）の補修工事を行うもの</p> <p>工事内容：ひび割れ注入工 L=611m、ひび割れ充填工 N=1 橋                  表面被覆工 A=228 m<sup>2</sup>                  断面修復工 N=1 橋、亜硝酸リチウム内部圧入工 N=4 脚</p>		
入札参加資格	<p>①格付け又は総合点数                  A 等級の者。または、B 等級の者で H27 年度に完成した松江市発注の土木一式工事が複数あり、その工事成績が平均 77 点以上であること。なお、H27 年度実績が無い場合は、H26 年度分も対象とする。</p> <p>②営業所所在地                  建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。</p> <p>③工事実績                  元請又は共同企業体（経常 JV を除く）の構成員（ただし出資比率が 20% 以上）として、H13 年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。                  ・国、都道府県又は松江市（合併前の旧市町村を含む。）発注の工事において、1 契約で 2,500 万円以上の土木一式工事</p> <p>③配置技術者                  ・直接かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は開札の日以前 3 ヶ月以上）にあること。                  ・監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。</p>		
入札参加資格設定の理由及び経緯	<p>設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。</p> <p>経緯：平成 29 年 3 月 13 日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。</p>		
入札参加資格確認申請業者数	9 者		
入札参加業者数	9 者	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	83,075,760 円	調査基準価格（税込）	74,246,760 円
契約金額（税込）	74,412,000 円（落札率：89.57%）		
入札の経緯及び結果	<p>平成 29 年 3 月 21 日 開札</p> <p>第 1 回目の入札で 9 者の応札があり、うち 3 者は数値的判断基準に適合しない（調査基準価格未満）ため失格。残り 6 者について総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定の上、審査を行った。</p> <p>平成 29 年 3 月 22 日</p> <p>審査の結果、(有)協和工業に落札決定。(有)協和工業は、入札価格は 2 番手であったが技術点数が 1 番手であり、結果、総合評価の評価値が 1 番手となり、逆転での落札となった。</p>		

## 抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	鹿島・島根栽培漁業振興センターチラー設備取替工事
工期	平成 28 年 12 月 15 日～平成 29 年 3 月 15 日
工事種別	管工事
工事概要	<p>工事場所：松江市鹿島町</p> <p>工事概要：振興センターの産業用空調機器老朽化により機器を取り替えるもの</p> <p>工事内容：空冷ヒートポンプチラー（耐重塩害仕様） 2 台取替</p>
工事のランク	なし
指名業者数	20 者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、下記の条件を満たす 30 者から 20 者をローテーションで指名。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。</li> <li>● 主たる施工実績が空気調和設備工事であること</li> <li>● 電子入札登録者であること。</li> </ul>
入札参加業者数	8 者
予定価格（税込）	17,886,960 円
最低制限価格（税込）	適用しない
契約金額（税込）	17,280,000 円（落札率：96.61%）
入札の経緯及び結果	<p>平成 28 年 12 月 12 日 開札</p> <p>指名業者 20 者のうち入札参加者は 8 者であり、第 1 回目の入札で（株）豊和設備に落札決定。</p>

入札方式	指名競争入札
工事名	市営宝谷アパート外 2 団地量水器取替工事
工期	平成 28 年 12 月 14 日～平成 29 年 3 月 10 日
工事種別	管工事
工事概要	<p>工事場所：松江市山代町外</p> <p>工事概要：検定満期（有効期間 8 年）の水道メーター取替工事を行うもの</p> <p>工事内容：【宝谷アパート】電子式水道メーター（φ 20mm） 192 個取替  【旭が丘アパート】乾式直読式水道メーター（φ 20mm） 41 個取替  【菅田アパート】乾式直読式水道メーター（φ 20mm） 16 個取替</p>
工事のランク	なし
指名業者数	20 者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、下記の条件を満たす 25 者から 20 者をローテーションで指名。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。</li> <li>● 主たる施工実績が給排水衛生設備工事であること。</li> <li>● 松江市水道事業指定給水装置工事事業者であること。</li> <li>● 電子入札登録者であること。</li> </ul>
入札参加業者数	14 者
予定価格（税込）	11,457,720 円
最低制限価格（税込）	10,669,320 円
契約金額（税込）	11,232,000 円（落札率：98.03%）
入札の経緯及び結果	<p>平成 28 年 12 月 12 日 開札</p> <p>指名業者 20 者のうち入札参加者は 14 者であり、そのうち 1 者は最低制限価格未満のため失格、12 者は予定価格超過。よって、残りの 1 者である一畑住設(株)に落札決定。</p>

入札方式	指名競争入札
工事名	松江市保健福祉総合センター外壁一部改修工事
工期	平成 29 年 2 月 15 日～平成 29 年 3 月 13 日
工事種別	建築一式工事
工事概要	工事場所：松江市乃白町 工事内容：打ち継ぎ目地シーリング撤去及びコンクリート面 クラック処理 L=16m 打ち継ぎ目地部分タイル貼り替え A=3.2 m <sup>2</sup>
工事のランク	B及びC等級
指名業者数	15 者
指名業者を選定した考え方	市登録業者のうち、次の条件を満たす 30 者のうちから 15 者をローテーションで指名。 ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 主たる施工実績が建築一式工事であること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	当初入札（平成 29 年 1 月 12 日）：入札参加者無し 再度入札（平成 29 年 2 月 13 日）：1 者（第 1 回目 1 者）
予定価格（税込）	当初入札（平成 29 年 1 月 12 日）：非公開 再度入札（平成 29 年 2 月 13 日）：非公開
最低制限価格（税込）	当初入札（平成 29 年 1 月 12 日）：非公開 再度入札（平成 29 年 2 月 13 日）：非公開
入札の経緯及び結果	平成 29 年 1 月 12 日 開札（当初入札） 入札参加者無し。 全者指名替えにより、後日再度入札を実施。なお、指名業者数及び選定条件等は変更無し。  平成 29 年 2 月 13 日 開札（再度入札） 第 1 回目の入札で 1 者のみ応札があったが、予定価格超過のため、第 2 回目の入札を実施。第 2 回目も第 1 回目に応札した業者のみの応札であったが、予定価格超過のため不落。

## 抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	佐太幼稚園改築工事に伴う工損（事前）調査業務委託
履行期間	平成 29 年 2 月 1 日～平成 29 年 3 月 25 日
業務種別	土木関係建設コンサルタント
業務概要	業務場所：松江市鹿島町 業務内容：佐太幼稚園改築工事に伴い、周辺建物に損傷を及ぼした際に補償対象となる建物等の工事前の状況調査を行うもの
業務のランク	なし
指名業者数	9 者
指名業者を選定した考え方	市登録業者のうち、下記の条件を満たす 9 者を全者指名。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。</li> <li>● 補償業務管理士が在籍し、かつ一級建築士、二級建築士、木造建築士、用地取得業務経験者のいずれかが在籍すること。</li> <li>● 電子入札登録者であること。</li> </ul>
入札参加業者数	3 者（第 1 回目 9 者）
予定価格（税込）	非公開
調査基準価格（税込）	非公開
契約金額（税込）	2,721,600 円
入札の経緯及び結果	平成 29 年 1 月 25 日 開札 第 1 回目の入札で 9 者が応札したが、全者予定価格超過。 第 2 回目の入札で 3 者が応札し、そのうち 1 者は予定価格超過。残り 2 者のうち、最低制限価格以上及び予定価格以下で最も応札額の低かった(株)日西テクノプランに落札決定。 （詳細は「入札調書」のとおり。）

## 1. 落札率等の状況について

(説明要旨)

【建設工事】

## ○落札率の推移

平成 28 年度年間の落札率は、93.85%と前年度と比較し 1.2 ポイントの上昇。月別、工種別、価格帯別の落札率において、昨年度の落札率を上回っている。

&lt;落札率上昇理由の推測&gt;

- ・平成 28 年 3 月に調査基準価格/最低制限価格の算定基準の見直しを行い、掛け率を引上げ設定範囲の上限を撤廃したことが影響していると思われる。

## ○月別入札件数と落札率の推移

平成 28 年度は早期発注の取組みの効果により年度前半での入札件数が多く、10 月までに全体の 75%の入札が執行されている。なお、年度末の 3 月について、17 件のうち 12 件が年度を繰り越す土木工事（早着）であり、件数は前年度の 18 件（内 1 件不落）と比べて 6 件少ない。

なお、昨年度ご意見をいただいた早着工事の集計方法について、早着分は年度を分けて集計した方が良いのではとのご意見もあったが、以前から 4 月から 3 月までに入札及び契約をした案件を当該度分として集計しているの、今後もこの方法で集計する。

## ○工種別落札率の推移

例年同様に、建築、管、電気、とび・土工・コンクリート、塗装で高く、土木、舗装が低い傾向にある。

また、機械器具設置の落札率が低いが、これは最低制限価格を適用しない案件（1 件）の落札率が低いことによるもの。

## ○価格帯別落札率推移

1 億 5,000 万以上の価格帯では昨年と比較し大きく落ちているが、これは、低入札価格調査を実施した案件（1 件）の落札率が低いことによるものである。

## ○入札執行状況

平成 28 年度の不落・不調の件数は 20 件で、昨年より増加。工種では建築が高い発生率。金額では低価格帯での発生率が高い。以前実施したアンケートでは、作業員不足により労務費が高騰している、各工事の工期が重複しており入札に参加しにくい状況だった、という回答もあり、今後も、適正な予定価格の設定、発注の平準化、適正な工期設定などの取組みが必要。

## ○平成 28 年度と 29 年度の登録業者数の比較

主たる営業所が松江市内の業者は 32 者減少し、主たる営業所が松江市外の業者は 62 者減少して、合わせて 94 者減少している。

【業務委託】

## ○落札率の推移

平成 28 年度の落札率は 92.82%で、前年度と比較して 4.45 ポイントの上昇。これは、工事

と同様に調査基準価格/最低制限価格の算定基準の見直しを行い、掛け率を上げたことによるものである。また昨年度は、低入札価格調査を実施した落札率の低い業務が、全体の落札率を引き下げた。

**○月別入札件数と落札率の推移**

平成 27 年度は、7 月、9 月、12 月に落札率の低い案件が多かったが、平成 28 年度は、落札率の低い案件がそれほど多くなかったことが、全体の落札率を上げていると考えられる。

**○業種別落札率の推移**

前年度と比較し、補償が低くなっている。これは、落札率が 74.30%の業務が 1 件あり、補償全体の落札率を引き下げている。また、建築設計の落札率が低いのは、低入札価格調査を実施した案件が 2 件あったためである。

**○価格帯別落札率推移**

業務委託は、建設工事ほど価格の高いものではなく、500 万円～3,000 万円の価格帯に収まっている。

**2. 入札方式別発注工事等の状況について**

添付の資料を参照いただきたい。(詳細説明は省略)

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 「平成 28 年度建設工事入札執行状況」の不調・不落後の対応で、取止めが 3 件あるが、設計変更と対応とどう違うのか。	○ 取止め 3 件のうち 1 件は、平成 28 年度中に再度の入札はしていない。残り 2 件については、当初の設計金額が低いものだったので、工事を分割のうえ随意契約とした。
○ 再度入札をしなかった 1 件は、工事そのものを今後実施しないということか。	○ その 1 件は、当初入札時において工期が 3 月末までというギリギリの設定だったので、再度入札を執行しても工期が足りないことから、次年度に計画していた内容に含めて、あらためて発注することにした。
○ 登録工事業者で、鉄筋工事について現状では登録が 1 者もない、また解体工事においては 1 者のみの登録であるが、このような場合、入札に何か影響があるものか。	○ 例えば、土木（又は建築）一式工事で登録を受けている業者が、鉄筋工事や板金工事等の登録も併せて行っている場合もある。また、鉄筋工事だけで発注することはなく、土木（又は建築）一式工事の中に鉄筋工事等も含めて発注しているので影響はない。 登録が 1 者又は 0 者という工種は、入札参加資格登録を希望する業者ではなく、下請負として専門的な作業を行う業者が担っているのがほとんどで、元請業者もそのような業

	<p>者を下請負として使用している場合が多い。</p> <p>解体工事について、これまでは建築一式工事やとび・土工・コンクリート工事の中で行っていたが、平成 29・30 年度登録から新しく工種に追加されたもの。ただし、経過措置として、建築一式工事やとび・土工・コンクリート工事の登録でも解体工事が行えるとしているので、解体工事に関する指名は、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事のいずれかの登録がある業者から行うことになる。</p>
<p>○ 業務委託で、平成 28 年度は 2 月～3 月に発注件数が増えているが、建設工事と同じように早着として発注されたのか。</p>	<p>○ 最近色々な場面で公共施設の長寿命化対策が話題になっている中、市でも平成 28 年度から橋梁の長寿命化対策を重点的に進めているが、これに関する国の補正予算が昨年秋ごろ決定し、それを受けて市の補正予算も 12 月議会で決定した。</p> <p>なお、工事を実施するに当たり、まずは設計業務委託を発注する必要があり、結果として、平成 28 年度末の 3 月に業務委託の発注件数が増えた。</p>
<p>○ 早着での発注ではないということであるのか。</p>	<p>○ 市の補正予算は 12 月末の決定であり、その後に発注しても年度内に業務が完了できないのは明らかであったので、議会で繰越の承認を得て、年度末の 3 月に契約を締結している。</p>

**【審議事項について】**

**1. 一般競争入札【市道嫁島公園線嫁島高架橋下部工補修工事】**

工事期間：平成 29 年 3 月 28 日～12 月 8 日

入札経緯及び結果：平成 29 年 3 月 21 日 開札  
平成 29 年 3 月 22 日 総合評価及び事後審査の結果、(有)協和工業に落札決定。

**○総合評価方式により逆転で落札となったことについて**

この工事は 9 者の参加があり、評価項目加算点の審査の結果、備考欄の技術評価点に基づき順位を決定した。入札には 9 者が応札し、この内、低入札調査基準価格以下の業者が 3 者あったが、設計額 1 億円未満の工事であるため低入札価格調査を行わずに即失格とした。残る 6 者について、入札価格と技術評価点により評価値を算出し、その評価値を基に総合順位を決定した。

ここで、総合評価1位の業者と3位の業者の技術評価点の企業評価の評定点において差が出ているのは、評価対象となる過去3年間の工事成績評定点が2者とも平均点は80点以上で、通常は加算点6点となるが、工事实績数について、1位の業者が10件であるのに対し3位の業者は1件であり、工事实績が1件以下の場合には0.5点を減点することとしているため、このような差が出た。よって総合評価による順位付けを行った結果、技術評価点1位、入札価格2位の業者が落札者となった。

ちなみに、入札価格1位の業者は、技術評価点が123点であれば落札者となっていた。また、価格面からでは、入札価格1位の業者が低入札調査基準価格と同額で入札していても、総合評価の評価値は1位に届かないため、落札者とはならない。

※詳しくは、抽出事案説明書（資料3-1）の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 総合評価方式について、技術評価点というものは基本的に1年間変わらないという認識でよろしいのか。つまり、技術評価点は1年間ほぼ固定されてしまうのか。	○ 技術評価点は、企業の評価・技術者の評価・地域貢献の3つの分野に分かれている。この中で、地域貢献の分野は、年間を通じほぼ変わらない。変わってくるのは、企業の評価と技術者の評価の分野である。まず企業の評価は、発注する工種によって変わる。例えば同一業者でも、工種が土木一式と舗装とでは、評価が変わることがある。次に技術者の評価は、例えばある案件で、A又はBのどちらかの技術者を配置しようと考えている場合、Aはこのような資格等を持っておりこのような施工実績等がある、しかしBはAと同じ資格等を持ってはいるが施工実績等がないという場合、AとBとでは評価に違いが出てくる。つまり、どちらの技術者を配置するかで評価点が変わる。
○ 工種等が違えば技術評価点が変わる場合もある、つまり固定的なものではないということか。例えば、この案件の技術評価点はこうであったが、次の案件では評価点が変わる可能性もあるということか。	○ そのとおり。特に配置する技術者によって評価点が大きく変わるので、業者がどうしても落札したい案件であれば、評価点が高くなる技術者を配置することもある。
○ 入札価格で失格となった業者も、技術評価点は算出し順位を付けるのか。	○ 開札日までに、各参加業者の技術評価点を算出して順位を付けておき、開札後の入札価格と併せたもので評価値を算出し、総合評価として最終的な順位を決定する。

審議結果：全委員了承

## 2. 指名競争入札【鹿島・島根栽培漁業振興センターチラー設備取替工事】

工事期間：平成 28 年 12 月 15 日～平成 29 年 3 月 15 日

入札の経緯および結果：平成 28 年 12 月 12 日 開札

指名業者 20 者のうち入札参加者は 8 者であり、第 1 回目の入札で(株)豊和設備に落札決定。

### ○最低制限価格を適用対象外とする案件について

適用対象外とする案件は、松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領第 3 条第 2 項「市長が必要と認める工事については最低制限価格の適用除外とする。」の規定に基づき、そのつど審査会にはかり決定している。

具体的には、設計時において、直接工事費に占める二次製品費の割合が一定の比率以上となる工事を適用対象外としている。

※詳しくは、抽出事案説明書（資料 3-2）の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>○ 要領に基づき、最低制限価格を適用しないと判断されているということによろしいのか。</p>	<p>○ 要領に基づき、直接工事費に占める二次製品費の割合が一定以上のものであれば適用外としており、審査会で最終決定する。</p>
<p>○ 機器を製作するメーカーからの仕入れ価格によっては、入札価格が市の設定した最低制限価格を大きく下回ってしまう、場合によっては予定価格の 50%程度になる、つまり市内の業者はメーカーの代理店であるので、実際には業者間の競争というよりはメーカー間の競争になっており、メーカーの戦略で予定価格の 50%、60%という利益を度外視した価格で業者に納入する場合があります。なので、直接工事費占める機器製品費の割合が一定以上の案件については最低制限価格を適用しないという説明を、以前受けたように思う。</p> <p>本抽出案件についても、各業者の応札額が予定価格の 60%や 70%であれば、最低制限価格を適用しない理由もそれなりに説明できるのかなと思うが、半数以上の業者が予定価格を超過し有効入札者は 2 者のみであり、しかもかなり高い落札率なので、例えば、メーカー側に「チラー設備については値下げしない。」というような考えがあるのではないか。</p>	<p>○ 以前の案件で落札率 53.11%というポンプ設置工事があったが、二次製品比率が高いため最低制限価格を適用していなかった。この案件には機械製品の製作が含まれていたため、製作に係る部分の設計については、数社から見積を徴集し、極端に安いもの又は高いものを切り捨てたもので平均した価格を、設計単価として採用している。</p> <p>本抽出案件についても前述の案件と同様の方法で設計単価を決定したが、徴集した見積価格がたまたまバラつきのない安定した範囲内にあったと考えられるので、もし、市が見積を徴集した業者以外の業者が応札していた場合は、予定価格の 50%程度の入札価格で落札した可能性もある。今回の結果は、市が徴集した見積と応札者の見積にほとんど差が無かったという考え方しかないのかなと思う。</p> <p>なお、機器によって値引き額等が違ふと考えられるので、市としても適正な予定価格の</p>

<p>この案件に限ると、以前の受けた説明となんとなく違う感じを受ける。</p> <p>唯一考えられるのは、今回の予定価格は、メーカーが値下げ出来るギリギリの価格をたまたま予想出来たものであった、つまり予定価格がそれほど低くなかったということなのかなど、予定価格が適正であればこういう事態はおこらないというか、仮に今回最低制限価格を設定したとしても、実質それを下回る応札は行われぬという見通しだったのかなど。</p>	<p>設定を行うため、必ず数者から見積を徴集することとしており、見積徴集業者についても審査会で審査のうえ決定している。</p>
<p>○ 最低制限価格や低入札価格調査制度は、どのような主旨で設けられているのか。やはり、ダンピングや安い価格での粗雑な工事を防止するためか。</p>	<p>○ そのとおり。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	
<p><b>3. 指名競争入札【市営宝谷アパート外2団地量水器取替工事】</b></p>	
<p>工事期間：平成28年12月14日～平成29年3月10日</p> <p>入札の経緯および結果：平成28年12月12日 開札</p> <p style="padding-left: 40px;">指名業者20者のうち入札参加者は14者であり、そのうち1者は最低制限価格未満のため失格、12者は予定価格超過。よって、残りの1者である一畑住設(株)に落札決定。</p> <p><b>○参加者14者の内12者（参加者の85%）が予定価格超過、1者が失格となり、残り1者のみ有効入札となっていることについて</b></p> <p>予定価格超過の12者については、現場管理費、一般管理費等の共通経費が、市の設計より多く積算していた。特に、現場管理費が多く見積もられていたが、これは、現場における各住戸との連絡調整に時間と費用がかかると想定されたものと考えられる。</p> <p>一方、応札額が最低制限価格未満で失格となった1者については、応札額そのものが、市の設計で算出した直接工事費の合計額未満であった。この業者は、これまで市の入札にほとんど参加がない業者であり、工事实績を得るため破格の価格で応札したのではと推測される。</p> <p>※詳しくは、抽出事案説明書（資料3-3）の通り。</p>	
<p style="text-align: center;">質 問 及 び 意 見</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>○ この工事は量水器の材料費や取替工事費、管理費が主なものになると思うが、量水器は規格品か。</p>	<p>○ そのとおり。検定品である。</p>

○ 量水器の仕入れ価格は、業者間であまり差はないのか。	○ 極端な差はないと思う。
○ そうすると、応札額で差が出てくる部分は取付工事費とかになるのか。	○ 人件費に関わる部分である。
○ このような量水器の取替工事はこれからも順次出るものと考えられるので、この案件のように破格の応札額がまた出てくるようであれば、状況等の調査も必要なのかなと思う。	○ (特に返答なし)
○ この案件は、直接工事費における機器製品費比率は何割ぐらいか。	○ 詳しい把握はしていないが、一定の比率未満ではある。
○ なので、この案件は最低制限価格を設定しているのか。	○ そのとおり。

審議結果：全委員了承

#### 4. 指名競争入札【松江市保健福祉総合センター外壁一部改修工事】

工事期間：平成 29 年 2 月 15 日～3 月 13 日

入札の経緯及び結果：平成 29 年 1 月 12 日 開札（当初入札）

入札参加者無しのため不調。

全者指名替えにより、後日再度入札を実施。なお、指名業者数及び選定条件等は変更無し。

平成 29 年 2 月 13 日開札（再度入札）

第 1 回目の入札で 1 者のみ応札があったが、予定価格超過のため、第 2 回目の入札を実施。第 2 回目も第 1 回目に応札した業者のみの応札であったが、予定価格超過のため不落。

**○第 1 回目が不調に終わり、第 2 回目に同じ予定価格で 1 か月後に再度指名競争入札を実施し不落になっている。（第 1 回目と第 2 回目の指名業者が共に 15 者であるが変更があったのか、また 2 回目の最低制限価格が 1 回目より高くなっていることも含め）**

本案件の入札参加資格条件を満たす業者は 30 者あるので、当初入札で指名した 15 者とは別の 15 者を再度入札で指名している。

当初入札と再度入札で予定価格が同じであるが最低制限価格が異なる点については、平成 22 年度の入札制度改正で予定価格の 80%～90%の範囲で最低制限価格を定めることとしたが、平成 22 年度から平成 24 年度における各年度の平均落札率が 90%前後と最低制限価格に近い応札額での落札であること、しかもその落札者が特定の業者に偏る傾向となっていることから、予定価格の漏えい

防止以上に、最低制限価格の漏えい防止が重要な課題となっていた。

そこで、最低制限価格の漏えいを防止するため、平成 25 年 3 月 1 日から、松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領第 4 条第 2 項及び第 3 項を適用し、最低制限価格に変動制を導入することとした。本案件について、当初入札と再度入札で設計変更が無いにもかかわらず最低制限価格が変わっているのはこのためである。

※詳しくは、抽出事案説明書（資料 3-4）の通り。

質問及び意見	回答
○ 設計変更が無く予定価格が同じであっても、最低制限価格はその都度計算するのか。	○ そのとおり。
○ 本抽出案件と同じような経緯となる案件は、多いのか。	○ ほとんど無い。

審議結果：全委員了承

#### 5. 指名競争入札【佐太幼稚園改築工事に伴う工損（事前）調査業務委託】

履行期間：平成 29 年 2 月 1 日～3 月 25 日

入札の経緯及び結果：平成 29 年 1 月 25 日 開札

第 1 回目の入札で 9 者が応札したが、全者予定価格超過。

第 2 回目の入札で 3 者が応札し、そのうち 1 者は予定価格超過。残り 2 者のうち、最低制限価格以上及び予定価格以下で最も応札額の低かった(株)日西テクノプランに落札決定。

#### ○第 1 回目の入札で指名業者（9 者）が全て応札したが、第 2 回目は 3 者のみの応札で、内 1 者は予定価格超過していることについて

本案件は、平成 29 年度に施工する佐太幼稚園改築工事に伴う周辺建物 8 棟への影響を確認するための事前調査である。

第 1 回目の入札では 9 者全て予定価格を超過したが、これは、各業者とも年度末の繁忙期であり、また履行期間も 2 月から 3 月末までの 2 か月という短い設定が影響し、見積単価が高くなったものと推察される。第 2 回目の入札では、第 1 回目の最低入札価格を下回る価格での応札は難しいと判断したと思われる 4 者が辞退し、3 者のみの応札となった。この 3 者の内 1 者は、予定価格超過であったが、これも第 1 回目の入札と同様の理由で応札額が予定価格より高くなったものと推察される。

※詳しくは、抽出事案説明書（資料 3-5）の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ ご説明で、年度末の繁忙期であったという事で、このような入札結果になったということが分かった。	○ (特に返答なし)
審議結果：全委員了承	
<b>【報告事項】</b>	
指名停止等の運用状況について	
平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の期間で、指名停止措置 2 件、8 社を指名停止とした。いずれの案件も他の機関で発生したもので、島根県が行った停止措置に準じた指名停止措置を行った。指名停止理由は、8 社とも独占禁止法違反によるものである。	
工事入札制度の変更と落札率の推移	
平成 28 年度の主な変更点は、調査基準価格最低制限価格の引き上げを実施した。また、予定価格 1,000 万円未満の工事について実施していた入札希望価格の事前公表を、平成 28 年 6 月から廃止した。	
<b>【その他】</b>	
〔次回開催予定について〕 平成 29 年度第 2 回委員会は 10 月または 11 月に開催することとし、日時は事務局で調整する。 以上	